

奈良県告示第三百八十六号

奈良県文化会館条例施行規則（昭和四十三年四月奈良県規則第十号）第四条第二項の規定により、次のとおり奈良県文化会館を休館する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 期間

令和五年四月一日から令和八年度中のいずれかの日（予定）まで

二 理由

奈良県文化会館整備工事のため